



特定非営利活動法人 空家と市民の相談窓口



<https://akiya-shimin-soudan.com/>



特定非営利活動法人 空家と市民の相談窓口

法人の目的

高齢化社会および人口減少等に伴う空家及び空地並びに私道問題をはじめ、地域の諸課題への取り組み、資源の適正な配分と地域の住民が安心して生活できる、人・街・地域づくり並びに社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動の具体的種類

(1) まちづくりの推進を図る事業

例えば、放置された空家・空地、また私道をはじめ地域の様々な問題を抱えお困りの町会・自治会等、地域の相談窓口です。個人、団体を問わず、相談者からのお悩みをよくお聞きした上で、当法人が組織する専門職会議(弁護士・司法書士・土地家屋調査士・行政書士・一級建築士・宅地建物取引士・社会福祉士・介護福祉士などが所属)にて議論し、福祉事業への活用や子ども子育てへの活用など、地域をより活性化する最適な方法をご提案いたします。

(2) 環境の保全を図る活動

例えば、空家・空地の草刈り、木の伐採などができず近隣住民に迷惑をかけている。所有者が様々な事情により適正な管理ができない。遠方に住んでいて状況が分からない。費用的に大変厳しい状態にある。など様々な事情に対応します。費用面ではなるべく最低限の範囲で、安価に草刈り・木の伐採を行い、それを継続するために、当法人において蓄積したノウハウを活用するとともに、各種ボランティア団体、障害者団体、福祉団体、地域団体、他特定非営利活動法人との連携を活かし環境保全を支援します。

(3) 地域安全活動

例えば、地方自治体の「道路反射鏡設置基準(通称「カーブミラー設置基準」)」の基準から外れてしまうような私道、位置指定道路などのT字路、交差点、行政・警察が不要と判断するものの事故が多発するヶ所など、カーブミラーを設置したいという地域のご希望をお聞きし、物品の至急、設置・施工、または道路占用許可申請の代行などを行い、地域の交通安全を支援します。

(4) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

例えば、市内で活動するスポーツ団体や地域住民が参加する体操、運動といった活動に対して「AED」を貸与し、活動時の負担軽減、安全の確保を支援するとともに、地元消防団、消防局とともにAEDの利用講習会などを実施します。

(5) SDGs 持続可能な地域づくりを図る活動

地域によって違う様々なお困りごとを解決するための相談、援助、助言を行うとともに、健常者も障害者も誰もが平等に、当たり前で暮らすことができる地域づくり並びに社会福祉の増進に寄与する具体的な活動を支援します。

(6) 「桜で集まる・和む」地域活動

日本全国へ桜植樹を推進しています。

詳しくは、窓口(フリーダイヤル **0120-144-143**)までお電話ください。

(7) 町会自治会が設置する防犯カメラ管理

町会自治会が設置する防犯カメラは原則警察からの捜査依頼があるときに限り、映像を開示します。しかし警察の捜査依頼はいつ来るのか、分かりません。急な対応や機器の操作など町会長、自治会長の指示により、カメラの管理、警察との立会と映像引渡しの立会など、様々な代行を行っています。

活動実績

1. 放置された空家の活用

【経緯】市内の通学路に長年放置された空家が存在する。草木がうっそうと茂り、雨戸は閉まったままである。小学校の通学路に面しており、学校長やPTAからは、児童の連れ込みや放火など心配であるので、なにか対応できないかと、市教育委員会や町会を通じてお話を頂いた。早速専門家会議に諮り、所有者を特定し、接触を図るものの、遺産分割協議が進展せず、棚上げ状態であることが分かった。相続や税金の適切な解決策を提示し、無事相続登記を完了させ、建物の有効活用へと進展することができた。

【解決】空家の地域性を考慮し、障害者と高齢者の地域密着型グループホームを行う事業者へ賃貸することになった。元気な高齢者はこれからも住み慣れた地域で生活していくことが望まれる。この事業を市と町会に受け入れていただき、賃貸借契約に至った。今では子ども達がここに住む高齢者に「おはようございます！」と声が響く。



2. 放置された船橋市指定樹林(民有地)の伐採作業

【経緯】市指定樹林(民有地)の手入れがされておらず、隣接する数軒の民家に木が覆いかぶさり、また雨樋に葉が詰まり迷惑をしていた。市公園緑地課に相談するも、「指定樹林に指定したのは市であっても、その管理は所有者に責任があるので市が伐採することはできない」という回答で、とても困っている。と町会より連絡がありました。

【解決】民有地の所有者へ伐採の了解を得、伐採作業を行うとともに、市が指定樹林として指定する以上、管理費として税金が支払われているので指定して終わりではなく、所有者と維持管理の話し合いを継続していただくよう市へ強く要望した。



3. 手入れが行き届かない民有地内の松の木伐採

【経緯】町会より小学校の通学路にある斜面緑地に、全く手入れがされていない民の所有地があり、児童の安全面、住環境面で大変困っている。また隣接する家に覆い被さり、屋根は松脂に汚れ、雨樋は枯葉で詰まるなど、いつ倒壊するかわからない状況であると相談をいただいた。市や町会が所有者を探し折衝するも、全く話し合いに応じない様子。NPOが専門家として同行し、解決策を何通りか提示し、所有者の理解を得ることができた。

【解決】当法人とお付き合いのある伐採事業者に利益度外しでの施工をお願いし、根本から伐採することとなった。



活動実績

4. カーブミラーの新設

【経緯】 町会の方より、見通しの悪いT字路があるので、電柱にカーブミラーを付けて欲しいと船橋市に要望したが、私道から公道に出てくるT字路には設置できない。という回答であった。市民が利用するカーブミラーなのに設置できないということに抗議するものの市は受け入れなかった。しかし事故が起きてからでは遅いので大変困っている。と町会より連絡がありました。

【解決】 当法人より電柱の所有者である東京電力にカーブミラーの設置申請を行い、許可を得たのち、要望する市民立ち合いのもと、カーブミラーを設置した。



5. カーブミラーの移設

【経緯】 町会の児童通学路に危険なT字路があるので、今まで民有地の所有者の許可を得てカーブミラーを設置していた。しかし民有地が売却され、宅地分譲の開発行為となりカーブミラーを公道に移動しなければならなくなった。宅地開発を許可したのは市であるので、市で安全のためカーブミラーを移設して欲しい旨相談するも、市では移設しないとのことであった。

【解決】 当法人が市と相談し、公道に設置するための申請図を作成し、道路占用許可を取得し移設した。



6. 砂利私道→アスファルト舗装。私道の環境整備事業。

【経緯】 30年以上前から住んでいる自宅の前面道路は未だ砂利道である。雨の日は水が溜まり、歩きづらい、高齢になり、車いすも使えない。私道であるので、共有者全員でお金を出し合ってアスファルト舗装したいと思っているが、一人当たりの負担金が高額である。市に問い合わせると、環境整備費補助金が使えそうだが、書類の作成や共有者との話し合い、取りまとめ、組合設立などやらなければいけないことが多岐にわたり、とても素人ではできないので困っている。と町会長を通じてお話を頂いた。

【解決】 共有者全員へご説明し、合意を頂いたのち、組合設立、書類の整備、工事費の算出を行い、市と折衝する。市側から、環境整備事業補助金として全工事費の8割を負担いただき、共有者の自己負担を大きく減らすことができた。工事着工し、30年来悩まされた道路問題を終わらせることができた。



7. AEDの貸与

【経緯】市内で活動する野球チームの練習場が遠く、近くにAEDを置いているコンビニもない。万一に備え手元に持参したいが、高価なAEDを自前で持つには保護者の負担が大きいため、AEDを市から貸与してもらいたい。と市へ要望したが、そのような市民サービスはないと言われた。

【解決】当法人が各種団体よりご寄付をいただいたAEDを貸与し、1年ごとのメンテナンスも当法人で対応している。



全国へ桜の植樹・施工・苗木の販売

「桜で『集まる・和む』」
地域活動

0120-144-143
お気軽にお問い合わせください。

千葉県船橋市内 大規模公園内 植樹の様子



千葉県船橋市内 公立小学校内 植樹の様子



◆寄付のお願い◆

認定NPO法人特定非営利活動法人「空家と市民の相談窓口」の活動・運営は、全てご寄付で成り立っています。「行政だけでは手が届かない地域の諸課題へ迅速に取り組み、地域住民が安心して生活できる社会」の実現に向けて、持続的な活動を可能にするために、温かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。

・郵便振替への振込で寄付する

○ご依頼人様の①「ご住所」②「お名前」③「お電話番号」④「ご寄付の内容」をお知らせください。

当法人から払込用紙をご送付いたします。

○ゆうちょ銀行・郵便局に備え付けの払込用紙もご利用いただけます。

上記①～④をご記入の上、下記口座番号までご送金ください。

・千葉銀行 津田沼駅前支店 ・口座番号：4104840

・口座名義：トクテイヒエイリカツドウハウジン

ご寄付に関する問い合わせ先はこちら⇒akiyatoshiminmadoguchi@gmail.com

※個人の方からのご寄付は寄付金控除の対象外となります。予めご了承ください。

※皆さまよりお預かりした個人情報、当団体の活動のためにのみ使用し、その他の目的では使用いたしません。

法人概要

法人名：特定非営利活動法人 空家と市民の相談窓口

代表理事：水上 元一(司法書士)

所在地：千葉県船橋市前原西二丁目12番7号 第一生命ビル6階

代表電話：047-411-7633

E-mail：akiyatoshiminmadoguchi@gmail.com

法人設立年月日：平成30年6月19日

所属士業数

弁護士	2名
司法書士	3名
行政書士	2名
土地家屋調査士	1名
一級建築士	2名
二級建築士	2名
宅地建物取引士	2名
社会福祉士	3名
介護福祉士	4名